平成28年12月8日 告示第137号

(趣旨)

第1条 この告示は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう、本人やその家族を支えるつながりを支援し、家族の介護負担の軽減を図ることを目的として認知症カフェを運営する者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する美祢市認知症カフェ運営費補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「認知症カフェ」とは、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集い、認知症状の悪化予防や相互交流、情報交換、認知症についての正しい理解の普及啓発等を行う活動拠点をいう。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、認知症カフェを運営する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 市内の施設で実施し、おおむね10人以上の参加者が集えるスペースが確保されていること。
 - (2) 1月に1回以上開設し、1回当たりおおむね2時間以上開設していること。
 - (3) 認知症の人及びその家族からの相談に対応できる専門的知識を有する者を配置していること。
 - (4) 美祢市認知症地域支援推進員と連携していること。
 - (5) 認知症キャラバンメイト、認知症サポーターその他のボランティアの積極的な参加を得ていること。
 - (6) 積極的に認知症カフェを周知し、利用者の拡大に努めていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する事業は、補助金の交付対象としない。
 - (1) 他の制度による補助金等の交付を受けているもの
 - (2) 政治的及び宗教的活動を行うもの
 - (3) 営利を目的とした活動を行うもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当であると市長が認めるもの. (補助対象者)
- 第4条 補助金の交付の対象となる者は、自主的に認知症カフェを運営する医療法人、社会福祉法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、株式会社、市民団体その他の団体又は個人(以下「補助対象団体等」という。)で、次に掲げる事項のいずれにも該当するものをいう。
 - (1) 継続的に認知症カフェの運営を行うことが見込まれること。

(2) 暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に直接要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費を除く。
 - (1) 補助対象団体等の運営に係る経費
 - (2) 補助対象団体等の構成員に対する人件費及び謝礼
 - (3) 補助対象団体等の構成員による会合の飲食費
 - (4) 補助対象経費と識別することが困難な経費
 - (5) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する費用
 - (6) 交付対象とすることが社会通念上適正でないと認められる経費

(補助金の額等)

- 第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から、利用者負担金及びその他収入金額を控除した額とし、開設回数に3,000円を乗じて得た額又は14万4,000円のいずれか少ない方の額を限度とする。
- 2 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (補助金の交付申請)
- 第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体等は、認知症カフェ運営費補助金交付申請書 (別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
 - (1) 事業計画書(別記様式第2号)
 - (2) 収支予算書(別記様式第3号)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

- 第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付 の可否を決定したときは、認知症カフェ運営費補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第4号) により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要 な条件を付することができる。

(事業計画の変更)

- 第9条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象団体等(以下「交付対象団体等」という。) は、事業の内容を変更(軽微な変更は除く。)しようとするときは、認知症カフェ運営費補助金 事業計画変更承認申請書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければな らない。
 - (1) 事業変更計画書 (別記様式第6号)

- (2) 変更収支予算書(別記様式第7号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、事業内容の変更を 承認したときは、認知症カフェ運営費補助金事業計画変更承認通知書(別記様式第8号)により、 当該交付対象団体等に通知するものとする。
- 3 第1項の軽微な変更は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 事業計画の内容の変更が、補助目的の達成に何らの支障がないと認められる場合
 - (2) 事業に要する経費の配分の変更が、補助目的の達成に何らの支障がないと認められる場合 (実績報告)
- 第10条 交付対象団体等は、補助対象事業の完了後、認知症カフェ運営費補助金実績報告書(別記様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に事業の完了を報告しなければならない。
 - (1) 活動実績書(別記様式第10号)
 - (2) 収支決算書(別記様式第11号)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認める ときは、補助金の額を確定し、認知症カフェ運営費補助金額確定通知書(別記様式第12号)によ り、交付対象団体等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付対象団体等は、認知症カフェ運営費補助金(概算払) 請求書(別記様式第13号)により、市長に対し補助金を請求するものとする。ただし、市長が必 要があると認めるときは、第7条第1項の規定による交付の決定に係る金額の範囲内で概算払によ り補助金を交付することができる。

(交付の決定の取消し)

- 第13条 市長は、交付対象団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の 全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
 - (4) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することについて不適当であると認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当 該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、交付対象団体等に対し、期限

を定めてその返還を命ずることができる。

(関係書類の整備等)

第14条 交付対象団体等は、補助対象事業の状況、補助対象経費の収支その他補助対象事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等(これらの作成に代えて電磁的記録により作成がされている場合は、当該電磁的記録)を備え付け、これらを補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(個人情報の取扱い)

第15条 補助対象団体等は、参加者及びその家族等の個人情報の保護に万全を期すものとし、補助 対象事業の実施により知り得た情報を漏えいしてはならない。補助対象事業を終了した後も同様 とする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成28年12月8日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

別表 (第5条関係)

補助金の交付の対象となる経費

費目	内容	
報償費	講師(団体等の構成員は除く。)への謝礼	
需用費	利用者等に提供する茶菓代(酒類・弁当代は除く。)、消耗品	
	費、燃料費、印刷製本費等	
役務費	切手代、ハガキ代、手数料、保険料等	
使用料及び賃借料	会場使用料、機材の借上料等	
備品購入費	机、椅子等	
その他の経費	市長が事業の実施に必要と認める経費	

美祢市長 様

申請者 所在地 名 称 代表者

A

認知症カフェ運営費補助金交付申請書

美祢市認知症カフェ運営費補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書(別記様式第2号)
 - (2) 収支予算書(別記様式第3号)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

事業計画書

認知症力	フェの名称		
事業開始日	(初年度のみ)		
± 11.10 =>	住 所		
実施場所	施設名		
スタ	ッフ体制		
年間予算	定実施回数		
事	業内容	※ 実施内容、実施予定日、参加予定者数等について、してください。	具体的に記入

収 支 予 算 書

1	収入の部		(単位:円)
	区分	摘 要	予算額

区分	摘要	予算額
認知症カフェ運営費補助金		
利用者負担金		
自己財源		
収入合計		

2 支出の部 (単位:円)

区分 摘要 予算額
支出合計

 第
 号

 年
 月

 日

様

美祢市長即

認知症カフェ運営費補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった美祢市認知症カフェ運営費補助金について、下 記のとおり交付(不交付)を決定したので通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 不交付の理由 (不交付の場合に限る。)

美祢市長 様

申請者 所在地 名 称 代表者

認知症カフェ運営費補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定された美祢市認知症カフェ運 営費補助金について、事業計画を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業内容を変更しようとする理由
- 2 添付書類
 - (1) 事業変更計画書(別記様式第6号)
 - (2) 変更収支予算書(別記様式第7号)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

事業変更計画書

変更前の事業計画	変更後の事業計画

変更収支予算書

1 収入の部 (単位:円)

区分	摘要	当初予算額	変更予算額
認知症カフェ運営費補助金			
利用者負担金			
自主財源			
収入合計			

2 支出の部 (単位:円)

区分	摘 要	当初予算額	変更予算額
支出合計			

別記様式第8号(第9条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

卽

様

美祢市長

認知症カフェ運営費補助金事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで承認の申請がありました美祢市認知症カフェ運営費補助金事業 計画の変更については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 計画変更の内容
- 2 補助金の額

変更前交付決定額	変更後交付決定額	差額

3 その他

美祢市長 様

申請者 所在地 名 称 代表者

認知症カフェ運営費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定された美祢市認知症カフェ運営費補助金について、必要書類を添えてその実績を報告します。

記

1 添付書類

- (1) 活動実績書(別記様式第10号)
- (2) 収支決算書(別記様式第11号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

活動 実績書

認知症力	フェの名称		
実施場所	住 所		
大 胞物別	施設名		
スタッ	フ体制		
年間実	施回数		
事業	内容	※ 実施内容、実施日、参加者数、相談件数等について、してください。	具体的に記入

収 支 決 算 書

1 収入の部 (単位:円)

区分	摘要	予算額	決算額
認知症カフェ運営費補助金			
利用者負担金			
自主財源			
収入合計			

2 支出の部 (単位:円)

区分	摘要	予算額	決算額
支出合計			

別記様式第12号(第11条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

美祢市長即

認知症カフェ運営費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった美祢市認知症カフェ運営費補助金について、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

美祢市長 様

申請者 所在地 名 称 代表者

 \Box

認知症カフェ運営費補助金(概算払)請求書

年 月 日付けで確定(交付決定)された美祢市認知症カフェ運営費補助金について、下記のとおり交付くださるよう請求します。

- 1 補助金請求額 金 円
- 2 補助金振込先口座

金融機関名				
本・支店名				
フリガナ	種			
口座名義人	別	普通	•	当座
口座番号				